

掛川市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨掛川市長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月28日

掛川市監査委員 横 山 茂 明

掛川市監査委員 大 石 與 志 登

平成28年3月22日

掛川市監査委員 様

掛 川 市 長
(お茶振興課扱い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（報告）

平成27年12月11日付け掛監第114号で通知のあった当市の財政援助団体である掛川市農業協同組合に対する監査における指摘事項等の措置状況について、次のとおり報告します。

記

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	改善・検討 等の年月日
(1) 交付要綱・内規等により、補助対象経費を明確にすること。	(1)別紙のとおり内規を制定し、補助対象経費を明らかにしました。	28.1.5

掛川市監査委員 様

掛川市長
(高齢者支援課扱い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）

平成27年12月11日付け掛監第114号で依頼のあった当市の財政援助団体である掛川市老人クラブ連合会（老人クラブ補助金）に対する監査における指摘事項等の措置状況について、地方自治法第199条第12項に基づき次のとおり通知します。

記

指摘事項等	措置状況	改善・検討等の年月日
<p>交付団体</p> <p>(1) 繰越金の比率が高く、補助金を上回る単位老人クラブが複数見受けられた。計画に沿った事業実施、参加人員の増加対策等、補助効果の充実に努めること。</p>	<p>(1) 平成27年度から毎年度末に各単位クラブへ会計処理の説明会を実施し、所管課から指導します。</p>	<p>28.1. 29</p>
<p>(2) 一部の単位老人クラブで領収書等の不備が見られた。支払証明書の作成、領収書保管等適正な会計処理に努めること。</p>	<p>(2) 平成27年度から毎年度末に各単位クラブへ会計処理の説明会を実施し、所管課から指導します。</p>	<p>28.1. 29</p>
<p>所管課</p> <p>(1) 補助金交付要綱に謳われた変更交付申請書（補助事業経費を20パーセント以上変更）が必要な単位老人クラブが複数存在したが、所管課において未受理。要綱の周知と指導の徹底を図り、適正な事務処理をすること。</p>	<p>(1) 平成27年度から毎年度末に各単位クラブへ会計処理の説明会を実施し、要綱にそった適正な事務処理を徹底します。</p>	<p>28.1. 29</p>
<p>(2) 収支決算で繰越金が補助金を大きく上回っている単位老人クラブが複数見受けられた。事業の充実策等を指導し、補助効果の向上、繰越金の低減に努めること。</p>	<p>(2) 平成27年度から毎年度末に各単位クラブへ会計処理の説明会を実施し、併せて事業の充実について指導します。</p>	<p>28.1. 29</p>
<p>(3) 一部の単位老人クラブにおいて、支出額と領収書等の不整合が見られた。所管課は、帳票類の作成・保管についての共通ルールを定め、チェックを行った上で、完了報告を受理すること。</p>	<p>(3) 平成27年度から各単位クラブへ会計処理の説明会を行い、所管課とシニアクラブ事務局（社会福祉協議会）で共通のチェック項目を定め、適正な事務処理を徹底します。</p>	<p>28.1. 29</p>

掛川市監査委員 様

掛川市長
(高齢者支援課扱い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）

平成27年12月11日付け掛監第114号で依頼のあった当市の財政援助団体である掛川市老人クラブ連合会（老人クラブ連合会補助金）に対する監査における指摘事項等の措置状況について、地方自治法第199条第12項に基づき次のとおり通知します。

記

指摘事項等	措置状況	改善・検討 等の年月日
<p>交付団体</p> <p>(1) 帳票類に記載もれ、押印もれ等軽微なミスが見受けられた。適正な会計処理に努めること。</p> <p>(2) 補助対象経費（本部及び3支部の事業費）が相互にお金の流れがあり不明瞭。対象経費の明確化に努めること。</p>	<p>(1) 平成27年度から所管課とシニアクラブ事務局（社会福祉協議会）による共通のチェック項目を定めるとともに、軽微なミスが無いよう指導します。</p> <p>(2) 平成27年度から所管課とシニアクラブ事務局（社会福祉協議会）による共通のチェック項目を定め、対象経費を明確にします。</p>	<p>28.1.29</p> <p>28.1.29</p>
<p>所管課</p> <p>(1) 記載もれ、押印もれの無いよう完了報告時に帳票類の提出を義務づけ、適正な会計処理への指導徹底を図ること。</p> <p>(2) 補助対象経費（本部及び3支部の事業費）が相互にお金の流れがあり不明瞭。所管課の検査機能確立し、除外すべき経費を認識し正確な交付額算定に努めること。</p>	<p>(1) 平成27年度から所管課とシニアクラブ事務局（社会福祉協議会）による共通のチェック項目を定め、指定の帳票類の提出を義務づけ、提出書類の確認作業を徹底します。</p> <p>(2) 平成27年度から所管課とシニアクラブ事務局（社会福祉協議会）による共通のチェック項目により、除外すべき経費の確認作業を徹底し正確な交付額算定を行います。</p>	<p>28.1.29</p> <p>28.1.29</p>